

桑名北部老人福祉センター 特記仕様書

桑名北部老人福祉センターの業務については、「基本仕様書」、「共通仕様書」の規程のほか、この特記仕様書の定めにより行うものとする。

第1 施設の概要

(1) 名称 桑名北部老人福祉センター

(2) 場所 桑名市大字下深谷部4960番地10

(3) 施設規模

構造:老人福祉センター 鉄筋コンクリート造平屋建

 デイサービスセンター 鉄骨造平屋建

敷地面積:2,546.86㎡

床面積:老人福祉センター 507.50㎡

 デイサービスセンター 418.38㎡

(4) 施設内容

○老人福祉センター

機能回復訓練室、相談室、教養娯楽室、集会室、食堂兼休憩室、事務室等

○デイサービスセンター

調理室、和室、静養室(食堂及び機能訓練室)、相談室、浴室、介護者教室、更衣室等

第2 管理運営業務の基準

(1) 開館時間

9時から16時45分まで

(2) 休館日

日曜日、祝日(敬老の日は除く。)、年末年始(12月29日から1月3日まで)

2. 施設の運営業務の基準

(1) 利用受付等

(ア) 利用許可の申請があったときは、桑名北部老人福祉センター条例(平成30年桑名市条例第52号。以下「条例」という。)に規定する利用者の範囲に該当するか確認する。

(イ) 利用許可申請を受け付けたときは、他の利用許可との重複がないよう確認する。

(ウ) 市の承認を得て、利用許可書を交付する。

(エ) その他、利用受付等に関し、条例及び桑名北部老人福祉センター条例施行規則(平成16年桑名市規則第71号)に規定された手続を実施する。

(2) 利用者への説明業務

初めての利用者に対し、施設の利用方法や、設置されている機器の使用方法等について説明を

行うこと。

3. 桑名北部老人福祉センター固有の運営業務の基準

条例第3条に規定する北部老人福祉センターに関連する事業

(ア) 生活及び健康相談に関すること

専門職による総合相談を行うこと。

(イ) 健康増進、機能回復訓練に関すること

専門職による指導訓練を行うこと。

(ウ) 教養講座、レクリエーションの開催に関すること

各種健康・教養講座及びレクリエーションの場を提供すること。

(エ) 休養又は老人クラブ活動のための施設の供与に関すること

休養及び活動場所の提供を行うこと。

(オ) デイサービス事業に関すること

介護保険法に基づいた通所介護事業を実施すること。

(カ) その他老人の福祉に関すること

4. 施設の維持管理業務

(1) 建築物及び設備の保守管理業務

共通仕様書に示したものに加え、以下の項目について実施すること。

項 目	実施内容
樹木管理 (整枝・剪定、施肥)	1回/年
(消毒)	2回/年
(除草)	3回/年
害虫駆除	6回/年
消防用設備保守点検	2回/年
自家用電気工作物保守管理	6回/年 (定期点検A) 1回/年 (定期点検B)
スカイウエル保守点検	1回/年
冷暖房機器保守点検	2回/年
清掃 (日常清掃)	1回/日
(ワックスがけ)	4回/年 (事務所、静養室)
警備	夜間、閉館日
水質検査 (浴槽)	1回/年

5. 受託者が提案し実施する事業

受託者は条例第1条で定める施設の設置目的に則り、老人に対して各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした事業を市に提案をすること。これにより収入が発生する場合には、収支予算書、収支決算書等に具体的な名称と共に計上し、市の収入として適正に経理すること。

(1) 参加者負担金

事業に必要な経費は、参加者に負担を求めることができる。ただし、事業の実施目的を損なわないよう、参加費の設定は高額にならないように配慮すること。

(2) 講師等

事業の実施目的を踏まえ、事業企画の必要性からやむをえない場合を除き、講師等はできるかぎり地元に住む各種資格などを持つ人に依頼すること。また、謝礼金は講師等の理解と協力により高額とならないように努めること。

(3) 実施基準等

前年までの実施実績と比較し、住民サービスの低下につながらないよう考慮したうえで市に提案し、承認を得ること。